

福祉教育委員会資料

## 児童相談所設置等検討の状況について

令和8年1月19日

こども未来部 こども若者支援センター

# 目 次

---

1.これまでの経緯	3
2.児童相談体制の強化・充実	9
3.こどもと家庭を巡る現状	13
4.児童相談所設置の必要性	21
5.児童相談所設置に向けた視点と取組	25
6.児童相談所設置に向けた課題及び課題への対応ほか	27
参考資料 1：児童相談所設置等検討会議(有識者会議)	39
参考資料 2：愛知県の児童相談所	41
参考資料 3：児童相談所における専門職の任用要件及び配置基準	42
参考資料 4：一時保護施設における専門職員等の配置について	44

## 1.これまでの経緯

### (1) 児童相談所の検討状況

豊橋市（以下「本市」という。）では、児童相談所の設置に向けて、令和2年度に設置した「児童相談所設置等に関する有識者会議」の意見を聴きながら、本市に相応しい児童相談体制のあり方を検討してきました。また、市議会（福祉教育委員会）において、以下のとおり検討状況を報告してきました。

#### 福祉教育委員会の開催状況

令和2年度	第1回	令和2年8月18日（火）	<ul style="list-style-type: none"><li>●児童相談所設置の基本的な考え方について<ol style="list-style-type: none"><li>1. これまでの経緯</li><li>2. 現状と課題</li><li>3. 児童相談所設置の必要性</li><li>4. 児童相談所設置に向けた視点</li><li>5. 児童相談所に向けた課題</li></ol></li></ul>
	第2回	令和3年2月5日（金）	<ul style="list-style-type: none"><li>●児童相談所設置のあり方について<ol style="list-style-type: none"><li>1. 児童相談所設置のあり方</li><li>2. 児童相談所設置の基本的な考え方</li><li>3. 児童相談所・一時保護施設のあり方</li><li>4. 今後の進め方</li></ol></li></ul>
令和3年度	第1回	令和3年12月20日（月）	<ul style="list-style-type: none"><li>●児童相談体制について<ol style="list-style-type: none"><li>1. これまでの経緯</li><li>2. 児童相談所設置の検討</li><li>3. 基礎自治体としての児童相談体制の検討</li><li>4. 今後の方向性</li></ol></li></ul>

令和3年12月の福祉教育委員会において、今後の方向性として、現状では、こども若者支援センター（以下「ココエール」という。）への相談件数の増加に伴い、こどもや家庭への支援が急がれるため、まずは、児童相談体制の強化・充実に取り組むこととしました。

また、児童相談所の設置には、専門性のある人材確保と職員体制や、財源と財政負担などの課題があり、継続して検討することとしました。

## (2) 児童福祉法等の改正と中核市の動き

---

平成 16 年の児童福祉法の改正により、中核市でも児童相談所が設置できるようになり、平成 18 年に横須賀市、金沢市の 2 市が設置しました。

国は、増加する児童虐待相談に対応するため、児童相談所の体制強化を進めてきましたが、児童相談所自体の数を増やすことも必要との考え方から、平成 28 年には特別区でも児童相談所が設置できるよう児童福祉法が改正され、国として児童相談所を設置する中核市・特別区への財政支援を拡充することが明示されました。

さらに、令和元年には、中核市等の児童相談所設置促進を図るため、児童福祉法施行後 5 年を目途に国がその設置に係る支援等の必要な措置を講ずると明記したほか、児童相談所の体制を強化するため、児童福祉司・児童心理司の増員や弁護士の配置、中核市・特別区における児童相談所の設置促進などが新たに加えられました。

このような中においても、児童虐待による事件は全国で後を絶たず、児童相談所の体制及び専門性の強化について国では様々な対策が講じられています。

以下が設置した自治体となります、現在もいくつかの自治体で具体的な計画が進められています。

### 中核市・特別区の児童相談所設置状況 は中核市

平成 18 年度	横須賀市、金沢市	令和 4 年度	奈良市、中野区、板橋区、豊島区
平成 31 年度	明石市	令和 5 年度	葛飾区
令和 2 年度	世田谷区、江戸川区、荒川区	令和 6 年度	品川区
令和 3 年度	港区	令和 7 年度	豊中市、文京区、高崎市

## (3) 児童相談所設置に向けた本市の動き

---

本市において、平成 24 年に 4 歳女児がネグレクトにより亡くなるという大変痛ましい事件が発生し、以降、こどもを守り支援する取組や、ココエール設置など相談体制の強化を進めてきました。

また、令和 2 年度と 3 年度には市議会においても、児童相談所の設置に向けて、本市に相応しいあり方や必要性などを整理してきました。

さらに、第 6 次豊橋市総合計画においては、前期基本計画の実施計画く令和 7 年度～9 年度>【図表 1-1】において、児童相談所の設置の推進に取り組むこととしており、豊橋市こども計画 2025-2029【図表 1-2】では、“すべてのこどもが夢や希望をもち、こどもたちのえがおと元気な声があふれるまち”を基本理念のもと、すべての子どもの状況に応じて支援できるよう、児童虐待防止対策の充実として、児童相談所の設置を推進することとしています。

【図表 1-1】第 6 次豊橋市総合計画 前期基本計画実施計画＜令和 7 年度～9 年度＞から抜粋

分野別計画	1. 豊かな人間性を備え、未来を創る人が育つまち	まちづくり戦略 個別戦略と施策の基本方針
【子育て・教育】	1-1 子育て支援・児童福祉の充実	3 笑顔あふれる『子育て・教育環境づくり』
	No9 児童相談支援事業	1. 結婚から出産、子育てまでの包括的支援
	<b><u>児童相談所の設置の推進</u></b>	

【図表 1-2】豊橋市こども計画 2025-2029 から抜粋

こども計画の体系	すべての子どもが夢や希望をもち、こどもたちのえがおと元気な声があふれるまち
3 つの視点の取り組み	1 こどもを応援する視点の取り組み
施策の展開	1 こどもを応援する視点の取り組み  (3) すべての子どもの状況に応じて支援し、悩みや不安等の困りごとを解消する
	<b><u>【主な取り組み】児童相談所設置の推進</u></b>

児童虐待への早期対応や支援はもとより、子どもの安全安心を確保し、子どもの最善の利益を守るうえにおいて、児童相談所の設置は有効な手段であると考えています。

これまでの検討内容を生かしながら、児童相談所設置に向けた議論や理解をさらに深めるため、有識者による「児童相談所設置等検討会議」（資料 39 ページ参照）を実施していくとともに、児童相談所の先行実施団体への視察などを通じて、すべての子どもの状況に応じた支援体制が整うよう、積極的な取り組みを行っていきます。

【図表2】国の法改正と本市の動き(網掛け箇所は本市の動き)

年 度	国・市	法改正の内容・市の動き等
平成 12 年 度	国	○児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という） ・児童虐待の定義（身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待） ・虐待の早期発見と通告 等
平成 16 年 度	国	○児童虐待防止法・児童福祉法の改正 ・通告義務の範囲の拡大（虐待を受けたと思われる場合も対象） ・市町村の役割の明確化（相談対応を明確化し虐待通告先に追加） ・要保護児童対策地域協議会の法定化 ・中核市が児童相談所を設置することが可能 等
平成 17 年 度	市	○要保護児童対策ネットワーク協議会設置要綱を施行
平成 19 年 度	国	○児童虐待防止法・児童福祉法の改正 ・児童の安全確認のための立ち入り調査等の強化 ・保護者に対する面会・通信等の制限の強化 ・保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 等
平成 20 年 度	国	○児童福祉法の改正 ・乳児家庭全戸訪問事業等の子育て支援事業の法定化及び努力義務化 ・要保護児童対策地域協議会の機能強化 ・里親制度の改正等家庭的養護の拡充 等
平成 23 年 度	国	○民法・児童福祉法等の改正 ・親権停止及び管理権喪失の審判等について児童相談所長の請求権付与 ・里親委託中及び一時保護中の子どもに親権者等がない場合の児童相談所長の親権代行を規定 等
平成 24 年 度	市	○4歳女児ネグレクト死亡事件発生 ○死亡事例報告及び虐待対応体制見直し
平成 27 年 度	市	○「こども未来部」設置

年 度	国・市	法改正の内容・市の動き等
平成 28 年 度	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童福祉法・母子保健法の改正           <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の福祉を保障するための理念の明確化</li> <li>・子育て世代包括支援センター法定化</li> <li>・市町村及び児童相談所の体制強化</li> <li>・中核市及び特別区の児童相談所設置に国は必要な措置を講じる 等</li> </ul> </li> </ul>
	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊娠・出産・子育て総合相談窓口 2か所開設</li> </ul>
平成 29 年 度	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童虐待防止法・児童福祉法の改正           <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与</li> <li>・家庭裁判所による一時保護の審査の導入、接近禁止命令の拡大 等</li> </ul> </li> </ul>
	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども家庭総合支援拠点として、こども若者総合相談支援センター（ココエール）を整備・開設</li> </ul>
令和 元 年 度	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童虐待防止法・児童福祉法の改正           <ul style="list-style-type: none"> <li>・しつけと称した体罰禁止の法定化</li> <li>・介入機能と支援機能の分離</li> <li>・児童相談所の体制強化、関係機関の連携強化</li> <li>・中核市及び特別区の児童相談所設置に国は必要な措置を講じる 等</li> </ul> </li> </ul>
	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○12月定例会において、本市に相応しい児童相談所のあり方について前向きに検討する旨表明</li> </ul>
令和 2 年 度	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童相談所設置等に関する有識者会議設置要綱を施行</li> <li>○福祉教育委員会「児童相談所設置の基本的な考え方について」開催 (令和2年8月)</li> <li>○福祉教育委員会「児童相談所設置のあり方について」開催 (令和3年2月)</li> </ul>
令和 3 年 度	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉教育委員会「児童相談体制について」開催 (令和3年12月)</li> </ul>

年 度	国・市	法改正の内容・市の動き等
令和 4 年 度	国	<p>○児童福祉法・母子保健法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充（こども家庭センターの設置 ほか）</li> <li>・一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上</li> <li>・社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化</li> <li>・一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 等</li> </ul> <p>○こども基本法が成立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法</li> </ul>
令和 6 年 度	市	○児童福祉機能(本市ではココエール)と母子保健機能(本市ではこども保健課)の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」を設置
令和 7 年 度	国	<p>○児童福祉法・児童虐待防止法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設</li> <li>・一時保護児童と保護者との面会等制限の拡大、併せて、面会等制限を児童への意見聴取等措置の実施対象に加える 等</li> </ul>
	市	○児童相談所設置等検討会議設置要綱を施行

## 2. 児童相談体制の強化・充実

令和3年12月20日の福祉教育委員会で示した「児童相談体制について」、今後の方針性に関し、ココエールへの相談件数の増加に伴い、こどもや家庭への支援が急がれるため、まずは、児童相談体制の強化・充実に取り組むこととしました。ココエールの体制強化の状況は、【図表3】のとおりです。

【図表3】ココエールの体制強化の状況

体制強化	多職種による体制強化の計画期間					→
		R4	R5	R6	R7	
事業内容	(1) ココエールの体制強化 (2) 心理担当職員の充実によるこども等への支援 (3) 施設退所児支援	①体制強化 ②ショートステイ事業 ③ヤングケアラー支援 ④施設退所児等支援 ⑤若者支援と連携強化	①心理面接の充実 心理担当職員の増員 ②こどもの育ちに関する支援の充実 保護者支援の充実	①虐待対応の強化 専門チームの設置 ②専門性の確保・向上	法改正に伴い、こども家庭センターの運用を開始	・児童相談所設置等検討会議 ・県児童相談所人事交流
人員体制	職員数	23人	26人	29人	29人	
	行政事務職	8人	8人	10人(任期付1)	9人(任期付1)	
	社会福祉士	4人	4人	2人	3人 <small>うち県児童相談所人事交流1</small>	
専門職等	臨床心理士 公認心理師	2人(会計年度1)	4人(会計年度1)	6人(会計年度1欠員)	6人(会計年度1)	
保健師	1人	2人	3人	3人		
	児童相談所への職員派遣	1人 <small>機動的配置</small>	1人 <small>機動的配置</small>	1人 <small>機動的配置</small>	1人 <small>機動的配置</small>	1人 <small>社会福祉士 県児童相談所人事交流</small>
	会計年度職員 (教員OB、保育士等)	7人 <small>少年愛護センター職員2人含む</small>	7人	7人	7人	

### (1) ココエールの体制強化

児童虐待相談対応に関しては、専門職である社会福祉士や公認心理師、保健師を増員し、限りあるマンパワーを有効に発揮できるよう機動的に配置（増加する支援ケースへの対応力の強化、心理担当職員による継続的な心理面接やこどもの発達や育ちに関する支援の強化、虐待対応の初動体制の確保、親子関係の改善に向けた講座の開催 等）するとともに、早期発見・早期対応を果たすため、必要な人員の確保と支援体制を整えてきました。



令和6年度実施

親子関係の改善に向けた講座

「とよはし親とこどもの絆プログラム」の様子

また、愛知県の児童相談所への職員派遣は、令和3年度より毎年1名行い、児童相談業務や児童相談所の持つ専門性を積極的に学んできています。

令和7年度については、愛知県・市町村福祉職員実務研修交流の実施により、ココエール職員の派遣のほか、愛知県児童相談所職員の児童福祉司をココエールで受け入れ、職員の資質向上や県と市との相互理解、連携の強化を図っています。

## (2) 新たな行政課題への支援

ヤングケアラーへの支援では、愛知県ヤングケアラー支援モデル事業（令和4年度から令和6年度にかけて行った3か年の市町村モデル事業）を受託し、関係機関研修会やヤングケアラー支援者向けガイドブック作成・周知のほか、子どもに身近な場所で、子どもの声を聴き、一人ひとりに寄り添った支援ができるよう、アウトリーチによる学校訪問や居場所支援、家事支援などを通じて、ヤングケアラー支援の理解促進を行うとともに、教職員など子どもに身近な支援者への支援を行ってきました。【図表4】

併せて、児童養護施設等の退所により、社会的養護のケアから離れた若者（ケアリーバー）に対して、食料の提供や子ども若者総合相談窓口受託者と連携し、自立した生活につながる支援を行うことにより、子どもや若者の声を大切にし、困難を抱える前から必要となる支援ができるよう、児童相談所や児童養護施設と連携して取り組んでいます。【図表5】

【図表4】ヤングケアラー支援の取組の一部

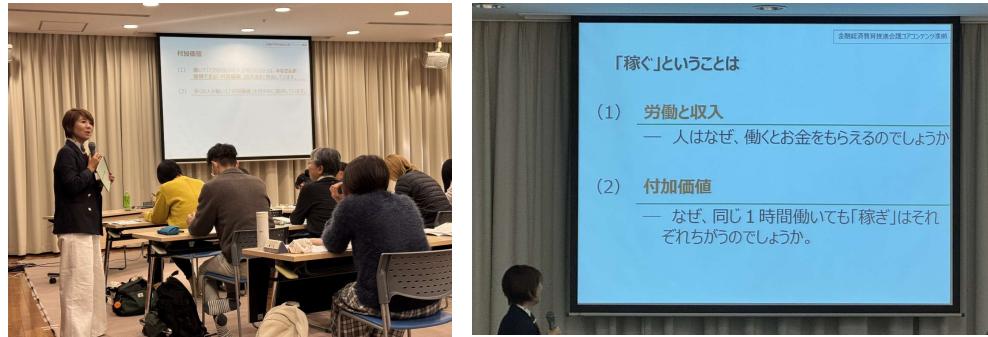


ヤングケアラー向け福祉サービス等  
ガイドブックの作成・周知啓発

令和5年12月号広報とよはし特集記事



【図表 5】令和6年度実施 ケアリーバー研修会(家計のやりくりなどを学ぶ「マネー講座」)の様子



写真提供 一般社団法人 パーソナル・ラボ

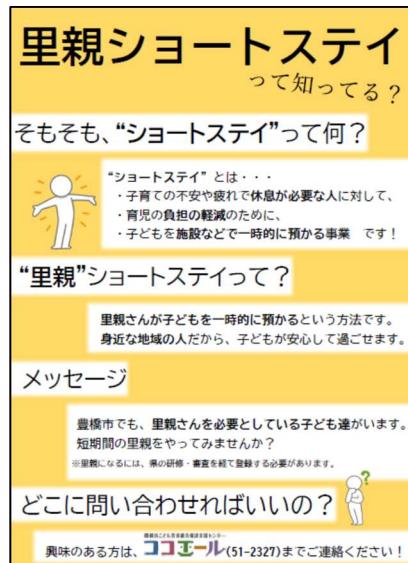
### (3) 関係機関や県と連携した対応

本市の要保護児童対策ネットワーク協議会（事務局：ココエール）を中心に、関係機関との情報共有や役割分担を図り、担当者が集まって行う個別ケース検討会議の積極的な開催、職員研修の実施など、関係機関と有機的に連携した対応に取り組んでいます。

また、県が主体となって取り組んでいる里親制度ですが、様々な境遇におかれたこどもたちの家庭的な養育を促す重要な取組であると同時に、特別なものではなく、多様な家族の形態のひとつであると考えています。

ココエールの里親啓発による取組では、育児不安や育児疲れから一時的な休息を目的とする「要支援家庭ショートステイ事業」について、子どもの預け先として市内や近隣にある乳児院、児童養護施設で受け入れるほか、令和4年度からは新たな受入先として市内の里親を加えました。本事業で一時的に子どもの預かりを体験した里親が、さらなる里親活動につながる機会の提供のほか、ココエールとしても、子どもと家庭のニーズや状況に合わせた個別のサポート、安心できる養育環境を提供しやすくしました。

【図表 6】里親ショートステイ啓発チラシ(ココエール作成)



## (4) 法改正への対応

令和4年児童福祉法改正（令和6年4月1日施行）により、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、児童福祉機能（本市ではココエール）と母子保健機能（本市では子ども保健課）の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、子ども家庭センターを設置【図表7】しました。ココエールと子ども保健課の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、乳幼児健康診査によるポピュレーションアプローチ※1など全数把握から、切れ目なく、漏れのない対応に努めています。

【図表7】子ども家庭センターのイメージ図(ココエール作成)



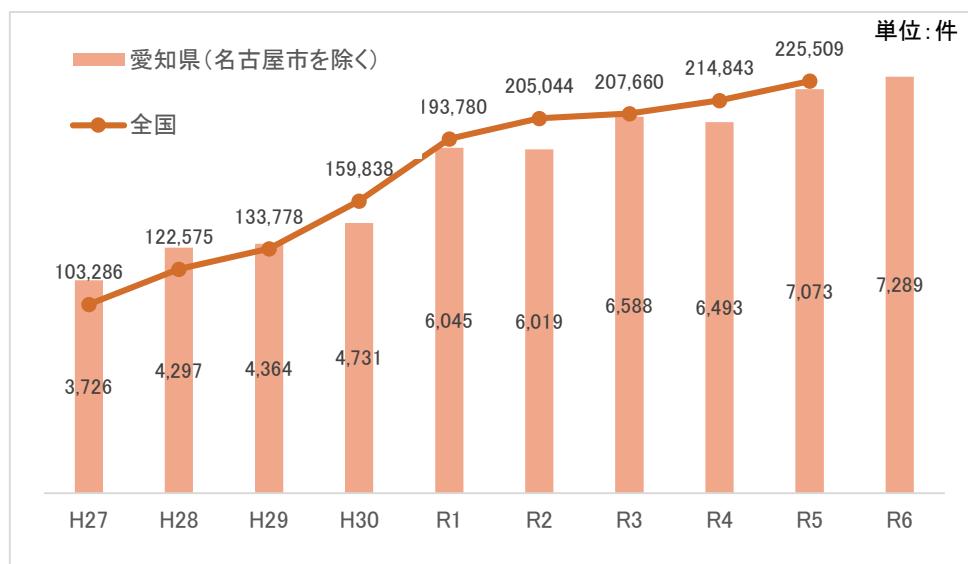
※1 ポピュレーションアプローチ  
集団に対して、健康増進や疾病予防を図る方法

### 3. こどもと家庭を巡る現状

#### (1) 児童相談所の現状

児童虐待については全国、愛知県ともに相談対応件数が増加しており、これらへの早急な対策と体制強化が求められています。令和5年度の全国の児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数は225,509件（前年度比5.0%増）あり、そのうち一時保護の対応は30,814件（13.7%）で、施設入所等は7,654件（3.4%）となっています。また、令和6年度の愛知県が対応した児童虐待相談対応件数は7,289件（前年度比3.0%増）、そのうち一時保護の対応は1,941件（26.6%）となっており、全国的な一時保護の対応の割合より高くなっています。

【図表8】児童虐待相談対応件数の推移 愛知県(名古屋市を除く)・全国



一時保護の対応は、子どもの安全確保において有効である一方、子どもへの心理的負担や保護者の拒否的な態度による職員の負担、一時保護施設の定員超過などを招いている実情もあり、一時保護施設での十分な受入体制の確保、組織的なアセスメントによる躊躇ない迅速な対応が必要になっています。

児童相談所への児童虐待相談が増加する中でも、一時保護や施設入所等の対応はごく一部であり、児童虐待相談の対象である被害児の多くは、在宅のまま地域で過ごしているため、市町村を中心とした在宅支援の重要性は高いと考えています。

児童相談所の設置主体は、都道府県・指定都市及び児童相談所設置市・区になり、令和7年4月時点で全国に240か所設置されており、そのうち中核市は横須賀市・金沢市・明石市・奈良市・豊中市の5市です（高崎市は令和7年10月に設置）。愛知県内では、愛知県が10か所、名古屋市が3か所設置しています。

【図表 9】愛知県の児童相談所

センター名	管轄人口（R6.4 時点）		管轄市町村
一宮児童相談センター	778,389 人	15.1%	一宮市、犬山市、江南市、稻沢市、岩倉市、大口町、扶桑町
海部児童・障害者相談センター	320,059 人	6.2%	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
春日井児童相談センター	449,538 人	8.8%	春日井市、小牧市
中央児童・障害者相談センター	643,422 人	12.5%	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町
刈谷児童相談センター	529,531 人	10.3%	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市
知多児童・障害者相談センター	618,260 人	12.0%	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
豊田加茂児童・障害者相談センター	477,196 人	9.3%	豊田市、みよし市
西三河児童・障害者相談センター	590,997 人	11.5%	岡崎市、西尾市、幸田町
新城設楽児童・障害者相談センター	49,156 人	1.0%	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河児童・障害者相談センター	681,957 人	13.3%	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

※配置状況については、資料（41 ページ）参照

児童相談所で対応する相談の種類と主な内容は次の 6 つに分類され令和 5 年度の全国の児童相談所における受付相談件数は 568,054 件あり、そのうち虐待相談は 218,356 件（全体の 38.4%）と最も多く、次いで、障害相談は 194,697 件（34.3%）となっています。

【図表 10】児童相談所の相談種別と主な内容

①養護相談[290,722 件 51.2%] 養護相談のうち 虐待以外の養護相談[72,366 件 12.7%] 虐待相談[218,356 件 38.4%]	保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等
②障害相談[194,697 件 34.3%]	肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、発達障害等
③育成相談[38,384 件 6.7%]	家庭内のしつけ、性格行動、不登校、進学適性等
④非行相談[13,238 件 2.3%]	ぐるり犯行為、触法行為、問題行動のある子ども等
⑤保健相談[943 件 0.2%]	未熟児、疾患等
⑥その他[30,070 件 5.3%]	里親希望、夫婦関係等

※[ ]内は、福祉行政報告例（報告表 44）より、令和 5 年度中に相談種別が決定した件数・構成比

児童相談所における虐待相談は、虐待対応のほか様々な事情で子どもの養育が困難な保護者への対応や経済的な困窮など、複雑多岐にわたる課題を子どもの意見や家庭の意向を確認しながら進めていく必要があり、丁寧な対応が求められます。

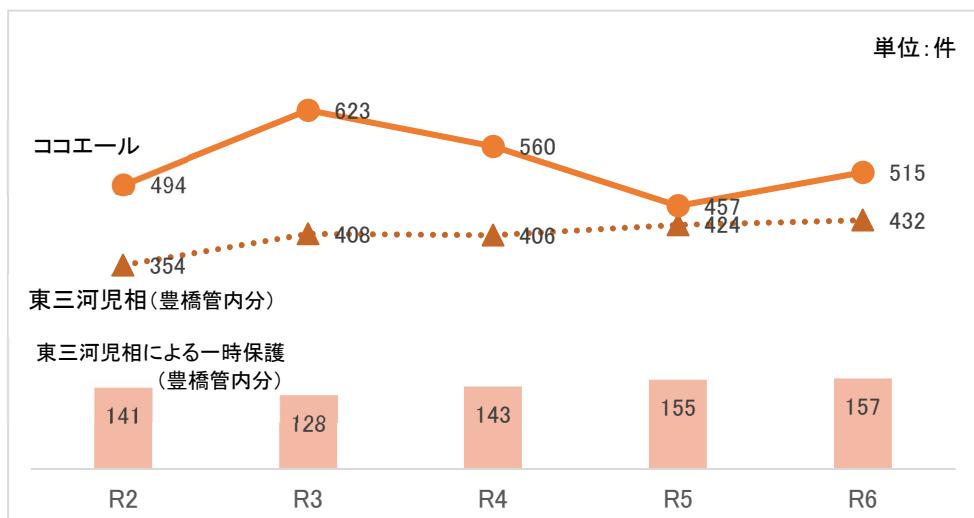
また、障害相談については、子どもが抱える社会生活上の不適応を見極めながら、心理的ケアや療育につなげていく専門性や関係機関との連携が重要となり、困難を和らげていくための継続的な支援が重要であると考えます。

このほか、児童相談所を設置することによって県から移譲される業務は、里親に関する事務や児童福祉審議会に関する事務、療育手帳・特別児童扶養手当に係る判定業務、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所を除く）などがあります。

## （2）ココエールと愛知県東三河児童・障害者相談センターの現状

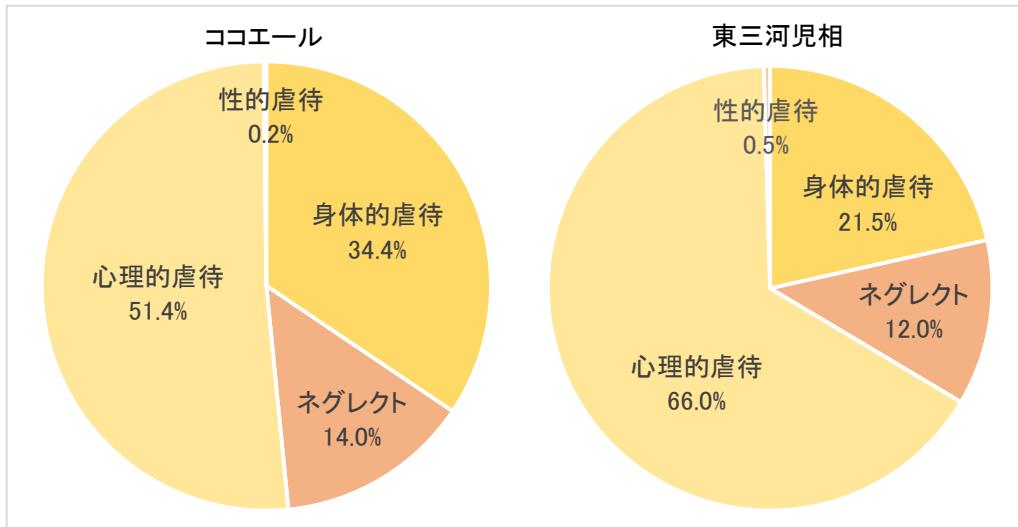
本市の児童虐待相談への対応は、ココエールと愛知県東三河児童・障害者相談センター（以下「東三河児相」という。）が別々に受付しており、重複する数も含まれるため、本市全体の把握はできませんが、ココエールに寄せられる児童虐待相談は令和4年度、5年度と減少したものの令和6年度は再び増加に転じています。また、本市の子どもが一時保護される件数は増加傾向にあり、一時保護を必要とする子どもが増えていることがわかります。

【図表11】ココエール・東三河児相の児童虐待相談対応件数及び一時保護件数の推移



令和6年度の児童虐待相談種別の割合をココエールと東三河児相で比較した場合、ココエールは心理的虐待が51.4%（265件）を占め、東三河児相も同様に心理的虐待が66.0%（285件）を占めており、東三河児相が14.6ポイント高い状況が見られます。東三河児相では、子どもの前で配偶者間の暴力や暴言があるいわゆる面前DVとして、警察からの通告が多くなっています。

【図表 12】令和6年度児童虐待相談種別割合



### 【ココエールと東三河児相の連携の状況】

児童虐待相談への対応については、児童福祉法及び児童虐待防止法において、市町村若しくは児童相談所に通告することとなっているため、双方で通告の対応を行っています。保育所や学校などからココエールへ児童虐待通告があった場合、速やかに緊急受理会議を行い、対応方針を決定し、市では比較的危険度の低い場合の対応を中心に行っています。また、虐待と思われる重症度や緊急性が高い場合には、迅速に東三河児相と情報共有を行い、連携した対応を行っています。

一方で、東三河児相が児童虐待通告を受けた場合において、緊急性が低いケースや市の関わりが深いケースなどは、ココエールが主体となって、その対応にあたる場合もあります。東三河児相とココエールで役割分担を行うことにより、子どもとその家庭が対応の狭間に落ちることがないよう細心の注意を払い連携をとっています。

さらに、東三河児相で過去に対応や把握しているケースにおいて、ココエールで主体的に虐待通告対応や支援を行っていく際には、東三河児相と情報共有を行い、子どもの特性や家庭環境、これまでの支援状況などを的確に把握することで、適切な対応につなげています。虐待対応について近年は、一時保護の必要性などココエールだけでは対応しきれない事案も増加傾向にあるため、東三河児相と迅速で足並みを揃えたケースワークが重要となっています。

併せて、ココエールで支援していたケースを送致し、東三河児相で主担当となった場合には、子どもや家庭との連絡のやり取りや家庭訪問など顔のみえる関係が希薄になることで、その後のケースの状況が分かりにくくなることや、強制的な介入がきっかけであった場合、良好な関係がそのまま途切れてしまうことが課題となることもあります。子どもや家庭の強みや弱みを把握しながら一貫した対応を取るうえで、主担当機関が変更となる場合の支援は、組織間の高度な連携と情報共有

が求められるとともに、家庭と支援者の関係性の再構築など、対人援助の難しさがより際立つこともあります。

また、相談内容の重症度や意思疎通について、認識がうまく一致しない場合などは、いずれの機関も関わりを失ってしまうことや連携意識が希薄になったりすることも起こります。

ココエールと東三河児相は組織が違っても、子どもや家庭の安全や安心、安定的な養育に向けた支援を目指していくなど、目的と目標は同じであることを念頭に日々の業務にあたっています。

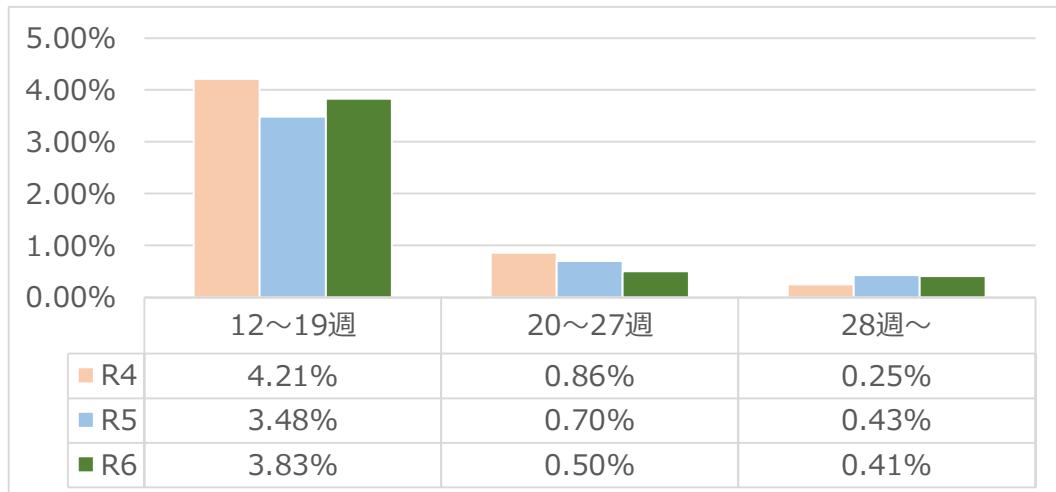
【図表 13】ココエールから児童相談所送致件数<sup>※2</sup>の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6
東三河児相への送致件数(件)	8	7	17	12	20

### (3) 12週以降の妊娠届出状況

本市では保健所こども保健課こども未来館にある「妊娠・出産・子育て総合相談窓口」で妊娠届出を受け付け、母子健康手帳を交付しています。窓口では保健師・助産師が出産に対する気持ちや体調管理、不安ごとなどを丁寧に聞き取りしながら、個別の状況に応じた助言や、必要に応じ継続した支援を行っています。妊娠届出に関しては、95%以上は 11 週までの届出となっていますが、届出週数が遅れるほどハイリスク妊婦と判断する割合が高くなっています。

【図表 14】12週以降の妊娠届出の割合



※2 児童相談所送致件数

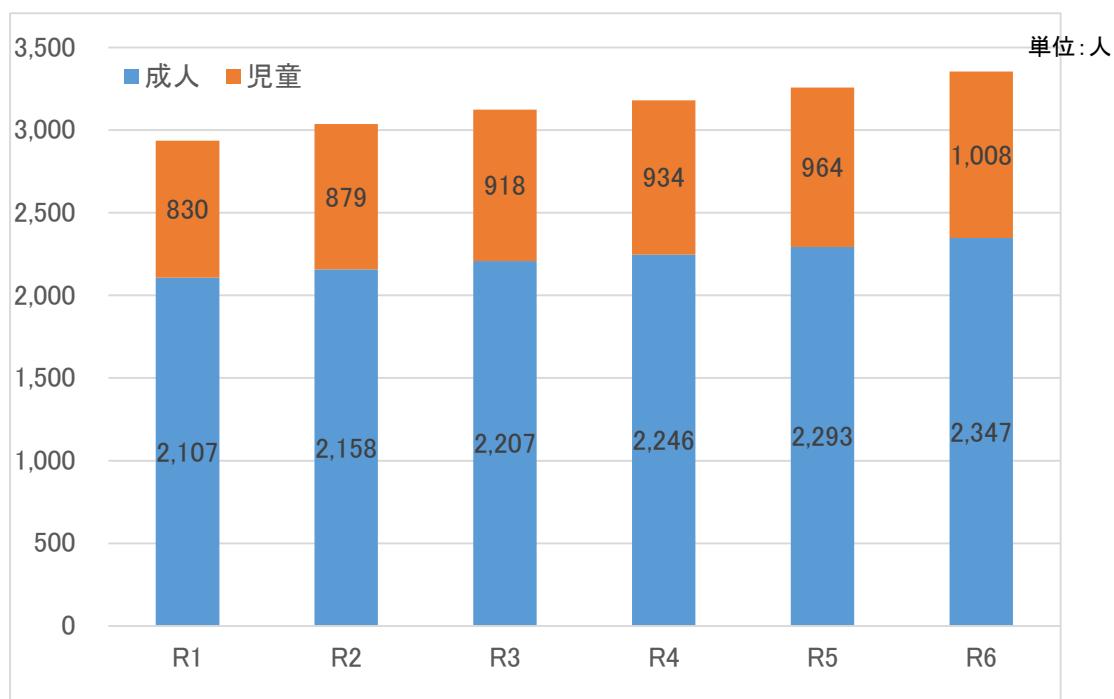
児童福祉法第 25 条の 8 第 1 号の規定に基づき、同法第 27 条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、市町村から児童相談所へ送致する。

虐待によって亡くなるケースは、0歳児の割合が全体の50%を超えており、妊娠期からの支援は非常に重要なものです。こども家庭センターとして、ココエールとこども保健課の情報共有や連携から虐待への予防的な対応を強化するとともに、出産後の予期せぬ事態に備えた寄り添う支援や、状況によっては一時保護により親子を分離して子どもの安全を最優先にしたスピーディーな対応が求められます。

#### (4) 療育手帳所持者の状況

療育手帳は、児童相談所などにおいて、知的障害があると判定された方に交付される手帳ですが、手帳の所持者は増加傾向にあり、直近の5年間で418人増え、令和6年4月1日時点の所持者は3,355人となっています。

【図表15】療育手帳所持者(児童)・成人の推移

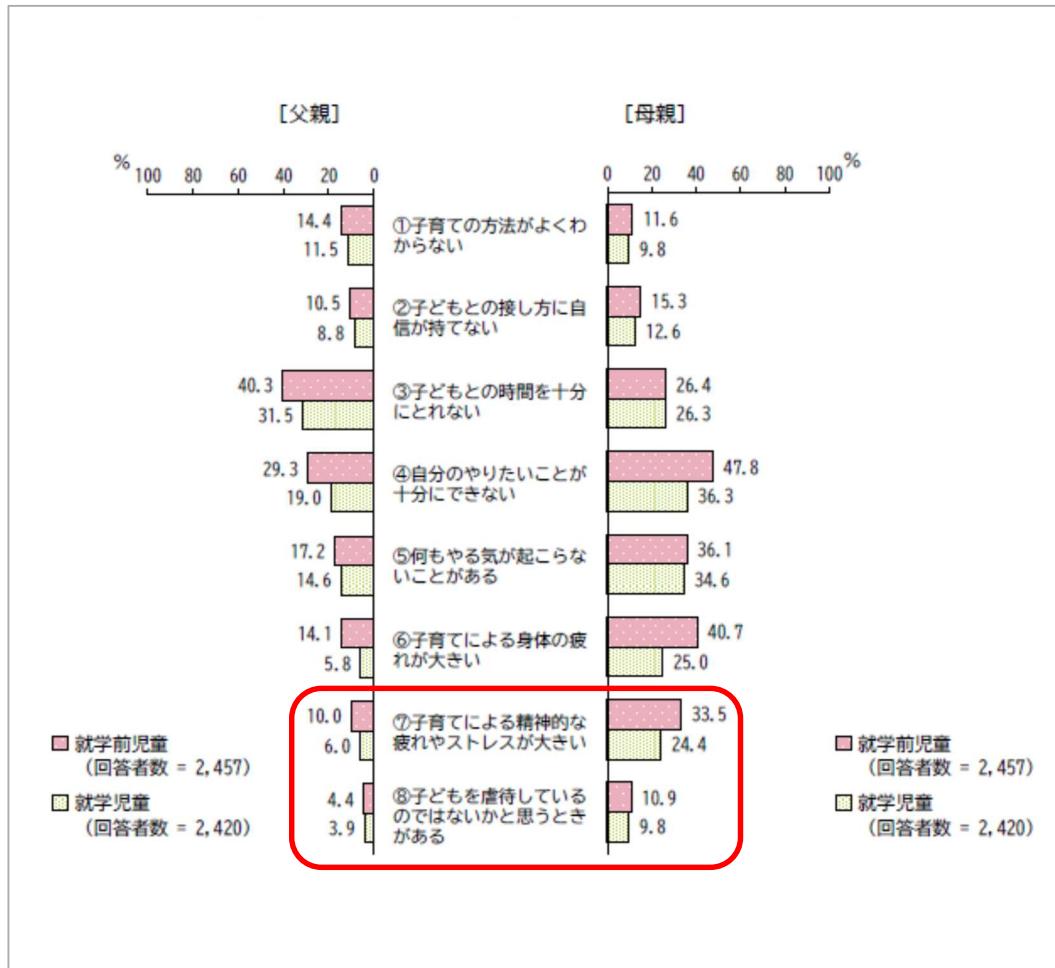


発達の遅れによる子どもの特性などから、保護者が養育困難に陥ることで虐待に至るケースもあり、保護者には子どもが持つ特性の受け止めや、親子の良好な関わり方など理解を促す支援も重要となっています。

## (5) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書（令和6年3月）

子育てをする上での気持ちや体調について、「子育てによる精神的な疲れやストレスが大きい」と回答する割合が、就学前児童をもつ母親で、33.5%、就学児童をもつ母親で 24.4%存在しています。また、「子どもを虐待しているのではないかと思うときがある」と回答する割合が、父親母親とも一定数の割合で存在しています。

【図表16】子育てをする上での気持ちや体調について

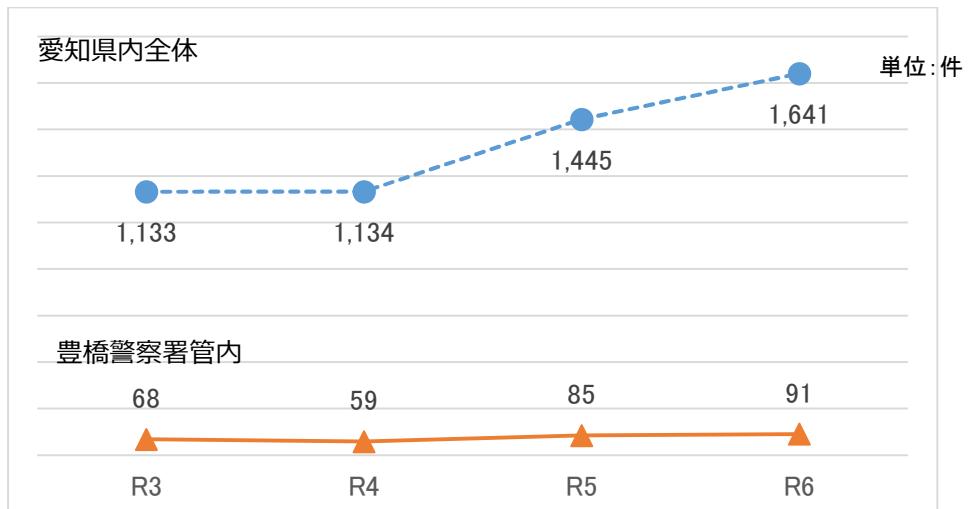


どのような親でも子どもに対して感情的になる場面は潜んでおり、その延長線上には不適切な養育や虐待行為にも表れる可能性があります。保護者が負の感情を緩和できる受け皿としての支援も必要であり、あらゆる子育て上の相談を受け止めていくことも重要です。

## (6) 本市の少年検挙人員の状況

愛知県内全体及び本市の刑法犯の少年検挙人員は増加しており、実効性のある健全育成の取組が課題になっています。

【図表 17】愛知県内全体と豊橋警察署管内の刑法犯の少年検挙人員



※愛知県警察「犯罪統計書」資料を元に作成

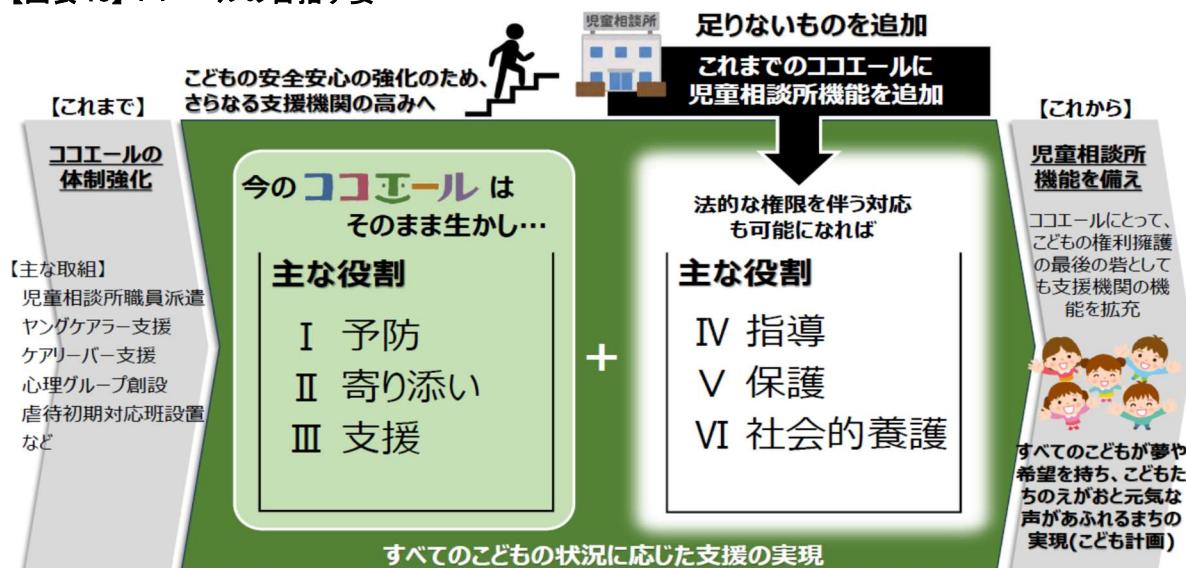
また、児童福祉法の対象から外れる際の連携にも課題があります。児童相談所には施設入所等の措置権限があり、家庭での養育が困難となった子どもは児童養護施設や里親などで代替的に養育されます。こうした子どもの中には、家庭に引き取られる場合もありますが、18歳まで施設等で過ごして自立に向かう子どももいます。

児童養護施設に入所している子どものうち約7割は虐待を受けてきた子どもであり、こうした虐待の影響により18歳を迎えたとしても、施設を退所してすぐに社会で自立することが困難な例も少なくありません。そのため、施設に入所した子どもが退所する際にも、児童相談所と地域での切れ目のない支援が必要になっています。

## 4. 児童相談所設置の必要性

令和4年度から6年度にかけて児童相談体制の強化・充実に取り組んできました。今後も本市の子どもの安全・安心をさらに確保していくためには、子どもの権利擁護の最後の砦とも言われる児童相談所の機能を本市自ら備えることで、相談からの在宅支援に留まらず、一時保護や家庭復帰後の支援まで一貫し、柔軟かつ迅速な判断のもとで、子どもが置かれているあらゆる状況に對して適切な対応を行う体制を整える必要があるものと考えています。

【図表 18】ココエールの目指す姿



これまでの経緯や子どもと家庭を巡る現状などを踏まえるとともに、令和2年度と3年度に福祉教育委員会の資料でもお示しした内容も含め、本市が児童相談所を設置することによって、今までよりも効果的で有効であると考える項目についてまとめました。そして、この6つにまとめた要点が、現状で本市が児童相談所を設置する必要性になっているものと考えています。

### 必要性 1 児童虐待相談件数の高推移への対応

- 本市に寄せられる児童虐待相談（通告）は高い件数推移となっており、効率的な情報収集による迅速な対応が求められています。そのため、住民情報や福祉情報のない県の児童相談所よりも、本市で一元的に対応する方が子どもの特定が早まります。また、児童相談所への相談の経路は半数が警察である一方、本市には様々な機関からの相談と連携があり、これらを集約して対応すれば1か所で情報が蓄積され、相談歴も網羅的に活用できます。
- 残念ながら本市でも児童虐待など不適切な養育によって子どもの命の危険や尊厳が損なわれる事態は無くなっています。また、市内で一時保護を必要とするケースも増加しています。そのため、住民情報や福祉情報など多くの情報をもつ本市が一時保護の判断をして対応する方が、一貫した迅速な対応ができるようになります。

## 必要性 2 関係機関との連携の強化

- ア. 複雑で重層的な課題を抱える家庭への支援では、多様なメニューを臨機応変に組み合わせて支援することが必要となります。権限のある児童相談所を、保育や教育、経済的支援など、普段から直接的な支援を行っている本市が設置することによって、課題を抱えるこどもや家庭に対して、より最適な支援が行き届くようになります。
- イ. 生活保護制度（生活困窮者支援制度）や母子生活支援施設、保育所への入所など福祉事務所の業務と児童相談所の業務が、顔の見える関係性の中で柔軟に協議することができるようになるとともに、確実な情報共有がしやすくなり、関係機関の方針や認識の確認がしやすくなります。
- ウ. 児童相談所との関わりが近い警察、家庭裁判所、児童養護施設、乳児院、里親などと、本市との関わりが近い民生委員・児童委員・N P O団体・こども食堂・教育委員会・障害児事業所などの連携が結び付くことによって、関わりの輪が広がり、こどもや家庭に対して、さらに効果的な支援が提供できるようになります。

【図表 19】関係機関との連携強化(イメージ図)



### **必要性 3 子育ての多様化と基礎自治体の強み**

---

ア. 多様化する子育てニーズに対して、児童相談所を本市自らの考えによって幅広く子育て支援に活用することができるようになり、市民に身近な基礎自治体としての強みを、より市民に還元していくことができるようになります。また、児童相談所設置に伴って県から移譲される業務について、現状の事務分掌等を見直すことで、療育手帳の判定・児童福祉施設の認可など、市民の利便性を向上させることができます。

イ. 児童相談所は、こどもに関する多様な相談に応じることができる総合的な相談機関であり、本市のこどもや家庭を多面的に広く・深く理解することができます。そのため、虐待が発生した後の対応ばかりではなく、虐待が発生する前に必要となる事業や施策を考えて、本市の関係機関や地域の活動と協働することで、虐待の発生予防にも児童相談所を活用することができるようになります。

### **必要性 4 こども家庭センター・療育との連携**

---

ア. こども家庭庁による児童虐待死亡事例検証において、約 50%が 0 歳児となっており、妊娠期からの児童虐待防止対策は重要な取組となっています。こども家庭センターにおける妊娠届や乳幼児健診は、全数への関わりであるため、スクリーニングからのハイリスク群に対して、児童相談所と迅速な情報共有を図ることができるとともに、専門性の高い児童相談所を身近な相談機関として活用することができるようになります。

イ. 小中学校や保育園・認定こども園などでは、特別支援を必要とするこどもが増えており、早期支援の充実は本市の課題でもあります。そこで、児童相談所での障害相談とこども発達センター、児童発達支援センター、相談支援事業所などの連携による早期療育への対応や、児童相談所等に配置される心理職員との交流などを図ることで、本市の障害児福祉の充実を図ることができます。

### **必要性 5 10 代後半児童への支援**

---

本市の刑法犯のうち少年の検挙人数は高い傾向にあり、児童相談所が取り扱う非行相談と本市が行っている健全育成・更生保護などの取組が連携することで、安心なまちづくりに寄与することができます。また、本市では、全国的にも早い段階から若者支援に取り組んできた実績があり、児童相談所や児童養護施設での 10 代後半児童、施設退所児の支援とのつながりを持つことで、本市に相応しい児童相談所にすることができます。

## **必要性 6 こどもがこどもらしく生きられる環境の整備**

ア. こどもの意見や意向を大切にし、どんな境遇におかれてもこどもが自ら未来を描いていくける支援を届けます。本市が率先して児童相談所をもつことで、すべてのこどもの状況に応じた支援を実現し、子育てに寛容で選ばれる基礎自治体としても価値を高めていくことが期待できます。

イ. 可能な限り住み慣れた地域で、本市のこどもと家族が笑顔で一緒に過ごすことができるよう、里親支援の推進や関係機関連携のもと、丁寧な関わりの中から、こどもの声を受け止め、信頼と安心感のもてる環境を提供していくことで、こどもの権利を尊重します。

ウ. こどもの生命や安全確保のため、一時保護などの不測の事態が生じた場合でも、教育を受ける権利などが切り離される事態は避けられるべきです。本市のことだからこそこどもたちには“学校に行って学習する機会”が得られるよう教育委員会を含めて検討を進めます。こどもが心身ともに健やかに育成されるため、児童相談所の権限をためらうことなくスピード感をもって行使するとともに、こどもたちの最善の利益を確保していきます。



### **～これまでの検討を踏まえた児童相談所設置の必要性～**

本市では、平成 24 年の虐待死亡事例の検討報告をきっかけにこどもを守り支援する取組として、所在不明児童への対応強化、心理職員といった専門性の高い職員の配置やスキル向上に向けた研修の充実等に注力してきました。

さらに、平成 29 年 10 月からは、こども若者総合相談支援センターを設置し、より専門的な対応を図ってきたこと、令和 6 年 4 月からはこども家庭センターとしての機能を発揮し、これまで以上に早期発見・早期支援が行えるよう体制強化を図り、こどもやその家庭が抱える困難に寄り添った対応を行っています。

これまでの機能に加えて、本市が児童相談所を設置することにより、本市自ら法的な権限を与えられた専門職が迅速・的確な判断を行い、対応することが可能になります。加えて、身近な関係機関との連携が容易となるため、こどもやその家庭に対してきめ細かな支援が可能となります。先の必要性 1 から 6 を基軸として、本市としてニーズの高い取組を検討し、柔軟に取り組めることも中核市の強みです。

児童相談体制の充実のためには、中核市の強みを生かした児童相談所が必要であると考えます。

## 5.児童相談所設置に向けた視点と取組

ここで、「4.児童相談所設置の必要性」を踏まえ、次の6つの視点を軸に、併せて**令和2年度と3年度に福祉教育委員会の資料でもお示しした内容も含め**、今後の基本的な方針を検討します。児童相談所を設置することだけが目的となることなく、設置することによって、**すべての子どもが夢や希望をもち、こどもたちのえがおと元気な声があふれるような本市となることを目指します**。こどもたちの健全な育成を図るため、子育て家庭を支援するサービスや環境の変化などに柔軟に対応し、本市に相応しい児童相談所の設置に向けた取組を進めていきたいと考えます。

### 視点 1.一貫した支援による自立した相談体制

相談窓口の一元化により、相談からの在宅支援や一時保護、家庭復帰後の支援まで漏れなく自ら一貫した対応ができる体制を目指します

### 視点 2.きめ細かい連携と情報共有の強化

本市にある支援メニュー や相談窓口、NPO団体、こども食堂など、身近で顔の見える関係を生かし、関係機関との連携を強化して相乗効果が生まれることを目指します

### 視点 3.虐待の発生予防と子育て応援の推進

児童相談所をこどもに関する総合的な相談機関として位置付け、虐待の発生予防にも積極的に取り組み、子育てしやすい環境をつくり、子育てを応援するまちを目指します

### 視点 4.妊娠期からの早期支援とこどもへの発達支援の充実

こども家庭センターの強みを生かした早期支援を強化するとともに、複層的な連携により療育を充実し、切れ目のない支援を目指します

### 視点 5.若者支援との切れ目のない支援

既にある子ども・若者相談や子ども・若者支援地域協議会との連携により、児童福祉の対象から外れてしまう「18歳の壁」を超える若者支援までのつながりを目指します

### 視点 6.子どもの権利を尊重しこども主体で多様なニーズに応答

里親や養子縁組制度を含め、多様な家族の形態を尊重することのほか、利便性が高くなる併設機能を備えていくことをを目指します

先の6つの視点を踏まえ、以下(1)から(3)に示す項目の観点から、目指す児童相談所設置に向けた取組の方針を整理します。

### **(1) 機能と連携体制について**

---

- ア. 児童相談所とココエールの一体的な整備、一元的な相談体制
- イ. 児童相談所と一時保護施設の併設
- ウ. 子どもの権利擁護のための施設として一時保護施設を重点的に整備
- エ. 移譲される事務の整理と市民や関係機関への分かりやすい周知啓発
- オ. 新たな関係機関との連携に向けた主体的な協議

### **(2) 組織体制・職員配置について**

---

- ア. 児童相談所と若者支援の体系的な取組
- イ. 児童相談所の設置に向けた人材確保と育成
- ウ. 児童相談所開設時の県への協力依頼
- エ. 児童相談所開設後の研修機会の確保
- オ. 子どもを守るための機能が十分に発揮される体制の構築

### **(3) 施設場所・施設整備について**

---

- ア. 市有地を原則とし、地域住民の理解を得ながら選定
- イ. こどもや利用者の視点を考えた、利用しやすい施設整備
- ウ. 新築を前提とした施設の検討



## 6.児童相談所設置に向けた課題及び課題への対応ほか

### (1) 令和3年12月福祉教育委員会における課題

令和3年12月福祉教育委員会では、児童相談所設置の検討内容として、「職員体制と運営費」及び、「施設規模と整備事業費」を示しました。ここでは、必要となる職員体制やそのうちの多くは社会福祉士や臨床心理士などの専門職の確保が必要であること、さらに本市での実務経験や県の児童相談所及び一時保護施設などにより、実践力のある人材として育成する必要があること、併せて、運営費に係る財源は、普通交付税措置となることなどを報告しました。また、施設整備に係る事業費については、一時保護施設の整備で一部国庫補助金があるものの、大半は地方債の元利償還金に対する普通交付税措置と報告してきました。

続いて、課題として大きく2点、「専門性のある人材確保と職員体制」では、社会福祉士や臨床心理士などの専門職は、開設までに確保して養成するには時間を要するということ、「不安定な財源と財政負担」では、中長期的な財政見通しを踏まえた判断が必要であることなどを報告してきました。【図表20】

【図表20】令和3年12月20日福祉教育委員会資料「児童相談体制について」より抜粋

### (2) 課題

#### ア. 専門性のある人材確保と職員体制

これまで本市では、専門職である社会福祉士や臨床心理士の採用をしてきましたが、児童相談所の職員体制を具体的に検討してみると、県からの派遣職員による協力を得るにしても、相当数の人員が必要となります。

また、社会福祉士や臨床心理士などの専門職は、本市でも採用困難な職種であり、開設までに確保して養成するには、時間を要すると考えています。

#### イ. 不安定な財源と財政負担

具体的な施設規模や職員体制などを見込んだ上で、財源を照らし合わせて検討したところ、財政負担の課題が改めて明らかになりました。

国による財政支援拡充により、一部の事業費では国庫補助が充当されるものの、施設整備費や設置後の運営費は、大半が普通交付税措置となっています。

安定した財政運営を考える上で、児童相談所の設置・運営に係る財源が普通交付税措置のままでは、不安定な財源と言えます。

新型コロナウイルス感染症による市民生活・企業活動への影響が大きい現状において、大型事業である児童相談所の設置は、継続して財政負担を伴う取り組みとなり、中長期的な財政見通しを踏まえた判断が必要であると考えています。

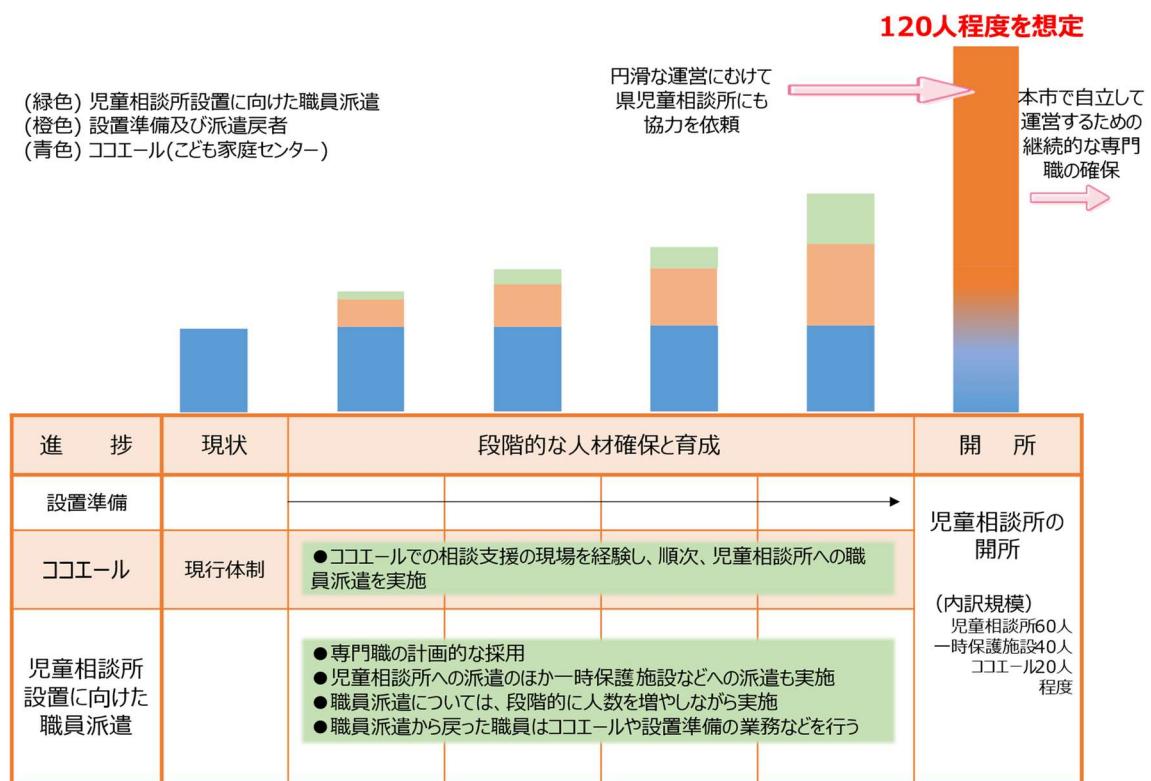
## (2) 課題への対応

### ① 専門性のある人材確保

専門性のある人材確保と職員体制の確立に向けて、児童相談所は権限を備えた対人援助の専門機関であること、子どもの権利擁護の最後の砦であることを踏まえ、豊富な人材と経験、確かな知識を取得するための育成が重要となります。

そこで、開所までのスケジュールを十分に確保し、人材確保については、先行する中核市のノウハウを参考にした採用を行うとともに、職員採用・派遣を計画的・複層的に進めることで、児童相談所開設時には求められるスキルと確実な人員体制の確保を図っていきます。【図表 21】

【図表 21】人材確保・育成のイメージ



また、専門職の配置については、児童相談所運営指針や、一時保護施設の設備及び運営に関する基準等（資料 42 ページ以降参照）を踏まえるとともに、児童相談所・一時保護施設の円滑な運営（24 時間 365 日の対応や、一時保護した児童の一時保護施設等への移送などに配慮した配置）を踏まえた配置とする必要があります。さらに、人員配置の計画については、児童虐待相談対応件数や法令等の改正などに合わせて隨時見直しも必要であると考えています。【図表 22】では、児童相談所・一時保護施設の主な職員（職種）と主な職務内容を共有します。

【図表 22】児童相談所・一時保護施設の主な職員(職種)と主な職務内容

主な職員(職種)		主な職務内容
	所長	法に定められている権限の行使、児童相談所を代表しての対外活動等
	次長	所長の職務の補佐
	各部門の長	業務全般の統括等(総務部門、相談・指導部門、判定・指導部門、措置部門、一時保護部門)
必置	児童福祉司 (スーパーバイザー含む)	こどもや保護者等からこどもの福祉に関する相談に応じること、こども・保護者間の関係調整(家族療法等)を行うこと等(スーパーバイザーは職務遂行に必要な指導・教育等)
	児童心理司 (スーパーバイザー含む)	こどもや保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと等(スーパーバイザーは職務遂行に必要な指導・教育等)
	里親養育支援児童福祉司	里親に関する普及啓発、里親の相談に応じ、必要な情報の提供・助言・研修等の援助等
	医師	虐待がこどもの心身に及ぼした影響に関する医学的判断、一時保護しているこどもの健康管理、児童心理司等が行う心理療法等への必要な指導等
	保健師	こどもの健康・発達面に関するアセスメントケア、こども家庭センターや医療機関との連絡調整及び協働によるこどもや家族への支援等
	看護師	一時保護しているこどもの健康管理、医療的ケア、精神科医及び小児科医の診察等に係る補助的業務
	児童指導員	一時保護しているこどもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応等
	保育士	一時保護業務全般に関するこども
	心理療法担当職員	一時保護施設における心理的ケアの実施等
	個別対応職員	一時保護施設における虐待を受けたこどもに対する個別支援等 (児童10人以下を入所させる一時保護施設は配置しないことができる)
	学習指導員	一時保護施設における学習支援の実施等
	弁護士	措置や親権喪失又は停止の審判等の承認の申立て等の手続きや、法的知識を前提に当該措置等を反対している保護者へ説明を行うなど、法的知識を要する業務等(常時助言・指導が可能な配置)
	受付相談員	相談の受付、応急の援助業務等
	相談員	こども、保護者、関係者等に継続指導等措置によらない指導を行うこと等
	電話相談員	電話相談業務等
	24時間・365日体制対応協力員 (児童虐待対応協力員)	夜間休日における児童家庭相談への対応等
	理学療法士等 (言語治療担当職員含む)	理学療法、作業療法、言語療法の実施
	臨床検査技師	脳波測定等の検査の実施
	一時保護対応協力員	児童指導員や保育士及び心理療法担当職員等と協力してこどもや保護者等への指導、支援を実施
	指導教育担当職員	一時保護部門の職員に対する指導及び教育の実施
	栄養士又は管理栄養士	栄養指導、栄養管理、衛生管理、一時保護しているこどもの給食の献立作成(児童40人以下を入所させる一時保護施設にあっては配置しないことができる)
	調理員	一時保護しているこどもの給食業務(調理業務の全部を委託する場合にあっては置かないことができる)
	意見表明等支援員	こどもの立場に立って、①こどもの意見の形成を支援し(意見形成支援)、②こどもの意見・意向を意見聴取等により把握し、こどもの希望に応じ、行政機関や児童福祉施設・里親等の関係機関に対し、意見表明を支援したり、こどもの意見・意向を代弁した上で伝達するために必要な連絡調整をする(意見表明等支援)
	事務職員	所内全般の庶務、予算・決算、施設管理 措置事務、システム管理 等 一時保護施設の運営、庶務、施設管理

## 【児童相談所の人員配置について】

児童福祉司や児童心理司などの専門職は、法（法令含む）の規定による配置基準のほか、人口や児童相談所が対応する児童虐待相談対応件数をもとに職員を配置する必要があります。

また、本市が児童相談所を設置した場合、東三河児相と市の二元体制であった虐待対応が一元化されることも踏まえた職員配置が求められます。児童相談所では、児童福祉司や児童心理司の配置を中心に、医師や保健師などといった複数の専門職の配置が必要です。

このほかにも、措置に係る審議会への諮問、委託業務や請求手続きといった事務職員、管理職の配置も必要となり、現行の配置基準や先行する中核市の配置状況も考慮すると、児童相談所に配置する児童福祉司と児童心理司を合わせて、40人程度、そのほか専門職を含めた職員の総勢で60人程度が想定されます。

参考として、先行する中核市の専門職の配置状況（児童相談所における専門職の中心となる児童福祉司と児童心理司）は、【図表23】のとおりです。

【図表23】先行する中核市の専門職配置状況（令和7年4月1日時点）

中核市	児童福祉司 (任用予定者含む)	児童心理司	合計	参考 R7.4.1 現在の住民 基本台帳人口
横須賀市	31人	12人	43人	376,682人
金沢市	20人	10人	30人	441,290人
明石市	35人	9人	44人	307,094人
奈良市	24人	10人	34人	346,024人
豊中市	42人	19人	61人	405,423人

こども家庭庁 令和7年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料を元に作成

## 【一時保護施設の人員配置について】

子どもの一時保護は受入れの予測ができず、常時、受入需要を満たすことができる対応、日中・夜間（24 時間 365 日）の交代勤務体制などに配慮した配置が必要となります。一時保護施設の受入定員については、先行する中核市の定員数などを参考に 20 人で仮定し、現行の配置基準や先行する中核市の配置状況も考慮すると 40 人程度が想定され、児童指導員や保育士を中心とした複数の専門職の配置が必要です。

参考として、先行する中核市の一時保護施設の定員数・職員数は、【図表 24】のとおりです。

【図表 24】先行する中核市の一時保護施設の定員数・職員数

中核市	定員数 R6.4.1 現在	一時保護施設の職員数			
		常勤職員数		非常勤	合計
		専任	兼任		
横須賀市	25 人	15 人	0 人	40 人	55 人
金沢市	12 人	9 人	0 人	15 人	24 人
明石市	25 人	17 人	0 人	8 人	25 人
奈良市	12 人	12 人	0 人	29 人	41 人
豊中市	(34) 人 R7.4.1 時点 ココエール調べ	39 人	0 人	34 人	73 人

こども家庭庁 令和 7 年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料を元に作成

## ② 専門性のある職員体制

児童相談所の運営については、その基本的機能（総務企画機能、相談・判定・指導・措置機能、一時保護機能）に加え、ココエールがこれまで取り組んできた児童相談支援事業、子ども・若者自立支援事業、そして、こども家庭センターとしての相談体制を統合し、相談・支援機能のワンストップ化を目指します。

【図表 25】児童相談所の各機能が担う主な業務

	機能	主な事業内容
児童相談所	総務企画機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所の予算・決算、統計及び施設の維持管理、物品等の管理に関すること</li> <li>・審議会への意見聴取に関する事務</li> <li>・里親の認定及び登録、普及啓発等の事務</li> <li>・児童相談所事業の企画・普及、職員研修及び人材育成に関する企画・実施に関すること</li> <li>・一時保護している子どもの所持品の引取、保管及び処分に関すること</li> <li>・児童福祉法第56条（費用徴収、債権管理など）事務 など</li> </ul>
	相談・判定・指導・措置機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談の受付及び相談業務全般についての連絡調整並びに相談業務の企画</li> <li>・受理会議の実施とその結果の対応</li> <li>・調査、社会診断及び指導並びに関係機関等への助言、援助</li> <li>・管轄区域における子どもや家庭が抱える問題の把握及び予防的活動</li> <li>・一時保護手続き</li> <li>・里親へ委託し、又は児童福祉施設等に措置した後の家庭指導等</li> <li>・援助方針会議の実施とその結果の対応</li> <li>・措置事務、措置中の状況把握（施設訪問調査）</li> <li>・家庭裁判所への措置（送致・申立等）手続き等事務</li> <li>・調査・社会診断、医学診断、心理診断等及び指導</li> <li>・判定会議の実施とその結果の対応</li> <li>・判定に基づく援助指針（援助方針）の立案</li> <li>・子どもや保護者等関係者に対する心理治療等を行うこと</li> <li>・一時保護している子どもの健康管理の援助</li> <li>・関係機関に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言、援助を行うこと など</li> </ul>
一時保護施設	一時保護機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護施設で行う一時保護の実施</li> <li>・一時保護している子どもの保護、生活指導、行動観察及び行動診断</li> <li>・観察会議の実施とその結果の対応 (子どもの自立促進やその家庭の再構築に向けた支援、学習支援等) など</li> </ul>
(現) ココエール機能		<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会の運営に関すること</li> <li>・児童虐待、児童相談に関すること</li> <li>・要支援家庭ショートステイ事業に関すること</li> <li>・民生委員児童委員によるこんにちは赤ちゃん訪問事業に関すること</li> <li>・支援対象児童等見守り強化事業に関すること</li> <li>・子育て世帯訪問支援事業に関すること</li> <li>・心理検査、発達が気になる子どもの支援に関すること</li> <li>・親子関係形成支援事業に関すること</li> <li>・ヤングケアラー支援に関すること</li> <li>・こども家庭センターの運営に関すること</li> <li>・施設退所児（ケアリーバー）支援に関すること</li> <li>・子ども・若者支援地域協議会の運営に関すること など</li> </ul>

### ③ 財源と財政負担

児童相談所及び一時保護施設に係る財源措置の状況については、【図表 26】のとおりです。

【図表 26】財源措置の状況

	整備費	運営費
児童相談所	○一般財源 平成 30 年度から、一般財源化前の国庫補助金相当額（総事業費の 1/2）が地方債の対象となり、その元利償還金について、地方交付税措置が講じられる。また、残余の 1/2 部分についても 90%が地方債の対象となり、その元利償還金の 50%について地方交付税措置が講じられる。	○一般財源 運営費の一部について地方交付税措置が講じられる。
一時保護施設	○国庫補助金 (次世代育成支援対策施設整備交付金) ※令和 6 年度補助単価 基本分：定員 1 人あたり約 764 万円 (国 1/2、市 1/2) 加算分：定員 1 人あたり約 168 万円 (国 1/2、市 1/2) 個室化、ユニット型等に係る加算 ○一般財源 整備に係る自治体負担分（補助基本額の 1/2 部分）について、地方債が充当でき（90%）、その元利償還金の 50%について地方交付税措置が講じられる。	○国庫負担金（児童入所施設措置費等国庫負担金） 負担率：国 1/2 市 1/2

#### ア. 施設整備費について

先行する中核市の施設整備費の状況聞き取りや、26 ページ（3）施設場所・施設整備で示した取組方針（新築を前提とした施設の検討など）、児童相談所に付随する併設機能（後述する 35. 36 ページを参照）などを見据えた施設整備及び、近年の物価高騰といった社会情勢も鑑みた場合、20 億円以上の施設整備費が必要となる可能性があります。財源については、一時保護施設の整備で一部国庫補助金があるものの、大半は地方債の元利償還金に対する普通交付税措置となります。

#### イ. 運営費について

運営費については、先行する中核市への調査から、概ね 12 億円から 15 億円程度（うち、人件費は 4 億円から 5 億円程度）の歳出と把握しており、本市が児童相談所を設置した場合についても、同程度の歳出が想定されます。歳入として、児童相談所の運営費（職員人件費等）に係る財源は国庫補助金がなく、普通交付税措置となりますが、先行する中核市では、10 億円を超える普通交付税措置となっている状況を確認しています。

また、一時保護施設や児童福祉施設の措置費等については、2 分の 1 が国庫負担金となります。

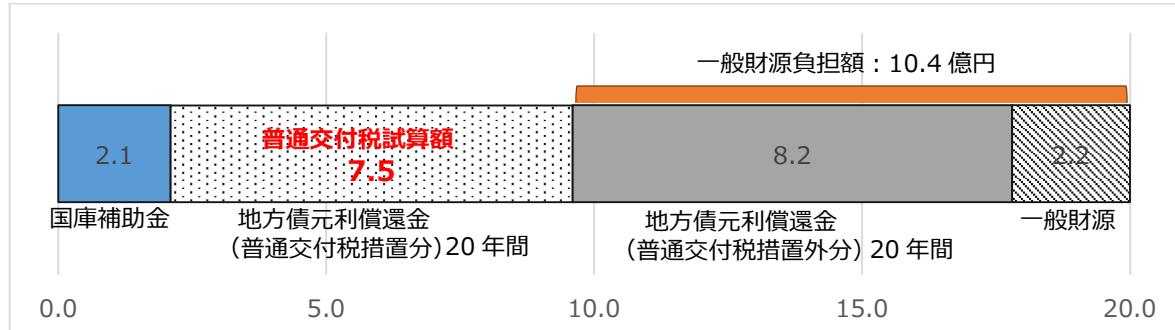
## ウ. 普通交付税の試算について

### 【施設整備費 20 億円とした場合】

普通交付税試算額 7.5 億円程度

普通交付税交付団体であり、児童相談所と一時保護施設の施設整備費をそれぞれ 10 億円、合計で 20 億円とした場合の普通交付税の歳入試算額（地方債の元利償還金に対する普通交付税措置分）

#### ● 施設整備に係る歳入試算額（億円）

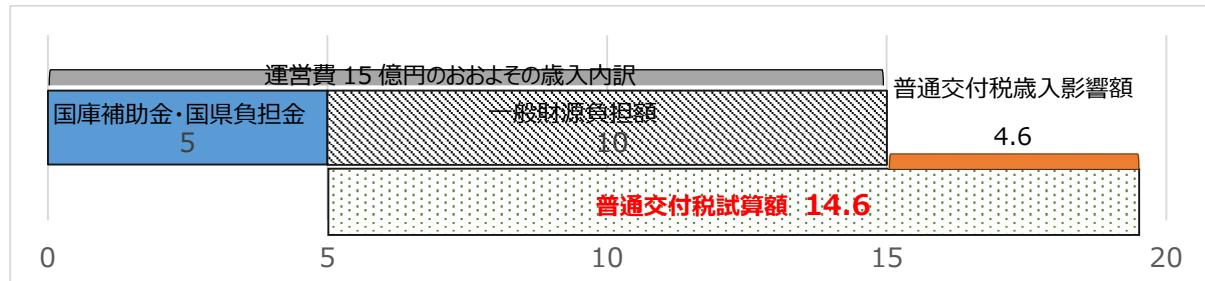


区分	算出の条件設定
児童相談所	・施設整備費を 10 億円と仮定 　・借入金額 9.5 億円 ・借入期間 20 年 ※借入利率 1.15% で試算
一時保護施設	・施設整備費を 10 億円と仮定 　・借入金額 6.3 億円 ・借入期間 20 年 ※借入利率 1.15% で試算

### 【運営費（単年度）15 億円とした場合】 普通交付税試算額 14.6 億円程度

普通交付税交付団体であり、運営費を単年度 15 億円とした場合の運営費歳入試算額

#### ● 運営費に係る歳入試算（億円）



区分	算出の条件設定
児童相談所 一時保護施設	先行する中核市の歳入状況を参考に国庫補助金・国県負担金の金額を 5 億円と見込む。

### (3) その他（主な検討事項）

#### ア. 児童相談所における市民目線に立った併設機能の検討

現在の東三河児相は、児童相談所単独の機能であるため、市民が日常生活の中で足を運ぶ機会が少ないことが考えられます。また、東三河児相へ相談をした場合、市が提供する支援やサービスを利用する際に、相談が重複してしまうことも考えられます。

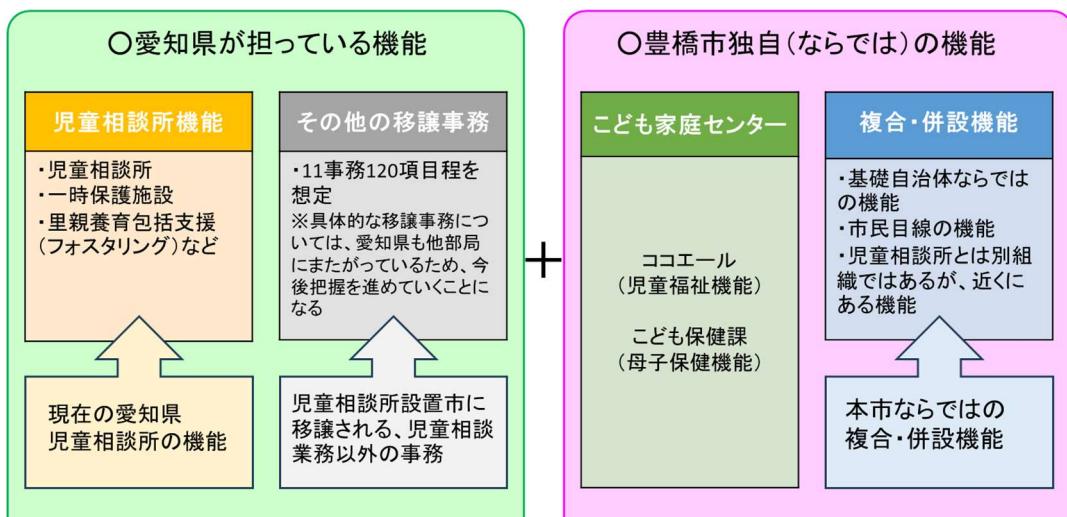
市が児童相談所を持つことで、妊娠、出産、乳幼児健康診査、子育て、発達、就園、就学、不登校、就労など既に市が行っている支援やサービス、児童手当や子ども医療をはじめとした各種こども関係の手続きと児童相談所機能を有機的に結びつけていくことが可能になります。子どもの預かりや居場所機能など、子どもに馴染みのある機能が併設できることで、児童相談所の利用の幅が広がることなども期待できます。

児童相談所は、問題のあるこどもや親だけが呼び出されて指導を受けるところではなく、子どもの権利を守るために、親やこども自ら相談ができ、親とこどもが虐待関係になる前に、双方を守ることができる機関にもなります。

併設機能によって、妊娠、出産、子育てなどそれぞれのライフステージに応じこども関係の手続きなど気軽に知りたい情報が得られることや、相談ができるようになる、また、緊急時や重大な権利侵害、親子の命に関わる危機があるときには、安全を最優先に手を差し伸べることも可能になると考えています。

一方で、市が児童相談所を設置したとしても、市民の声に気づけなければ、若しくは適切な対応ができなければ本来の機能が発揮しにくくなります。市民の声に気づく体制を整えるためにも、市の支援機能と児童相談所の併設機能は市民の権利を守る両輪として機能するものと考えます。

【図表 27】中核市児童相談所に考えられる機能の大枠(ココエールで作成)



市が児童相談所を持つ意義は、本市独自の機能の併設も大きいと考えられるため、今後具体的な検討が必要であると考えています。

【図表 28】中核市児童相談所の複合・併設機能

中核市	複合施設	各施設の概要
金沢市 教育プラザ (金沢市)	こども相談センター	児童相談所機能
	少年健全育成センター	子どもの健全育成団体の活動支援等
	学校教育センター	教職員の資質向上のための研修の実施・支援や、不登校や発達に関する教育相談等の実施
	幼児教育センター	幼保小の接続強化や人材の育成に関する研修等の実施、発達段階に応じた育児・保育の支援
	子育て広場	予約なしで個人利用できる親子の交流の場
はぐくみかん (横須賀市)	こども家庭支援センター	児童相談所機能、寄り添い型の支援（母子保健、児童福祉）、児童手当等の給付
	福祉子ども部	子育て支援施策等の推進、教育・保育施設等への入園、病児・病後児保育、放課後児童対策等
	療育相談センター	発達の遅れや障害のある子どもの診断等、成長過程における発達の変化に対応して生活を送るための支援
明石こどもセンター (明石市)	児童相談所	児童相談所機能
	市町村機能	家庭児童相談、要保護児童対策地域協議会調整機関、育児支援、里親の啓発
奈良市 子どもセンター (奈良市)	児童相談所	児童相談所機能
	地域子育て支援センター	親子が集まるスペースや地域の子育て関連情報の提供、子育て等に関する講座や相談対応
	キッズスペース	子どもの遊び場
	子ども家庭センター	全ての妊娠婦、子どもとその家庭に対し、妊娠期から子育て期にわたって、切れ目なく支援
豊中市 すこやかプラザ (豊中市)	すこやかプラザ	児童相談所機能
	保健所保健センター	妊娠・出産・育児に関する相談窓口、母子健康手帳の受け取り、新生児訪問や乳幼児健診、離乳食講習会などの講座
	はぐくみセンター	全ての妊娠婦、子どもとその家庭に対し、妊娠期から子育て期にわたって、切れ目なく支援

## **イ. 移譲される児童相談所の業務の整理**

児童相談所の基本的業務は、児童福祉法第12条第3項により、次のものになります。

1. 市町村援助業務（11条1項1号）
2. 相談業務（11条1項2号ロ）
3. 調査・判定業務（11条1項2号ハ）
4. 指導業務（11条1項2号ニ）
5. 一時保護業務（11条1項2号ホ）
6. 巡回相談業務（12条5項）

これら基本的業務を行うにあたり、児童相談所長には、職権による一時保護をはじめ、26の権限が付与されます。また、児童相談所の一時保護業務（11条1項2号ホ）を実施するため、児童福祉法第12条の4により、一時保護施設の付設が義務付けられています。

児童相談所の業務は、市が未経験の業務であるため、児童相談所及び一時保護施設への職員派遣による計画的な人材育成と児童相談所の業務及び権限移譲を見据えた円滑な業務引き継ぎのため、県との協議を綿密に行う必要があります。

## **ウ. 児童相談所設置市に移譲される事務の整理**

児童相談所の設置に伴い、児童福祉法に規定されている県の事務の一部が、児童相談所設置市に移譲されることになるため、例えば、里親登録や児童福祉審議会の運営、児童福祉施設の認可、療育手帳の判定などの事務のほか、全国共通ダイヤル189の取扱いや児童福祉施設の利用協定などの運用も整理する必要があります。

また、移譲される事務の所管については、市民の利便性の向上や申請処理の効率化などを踏まえ、適切な事務分掌の見直しを図ります。そのうえで、県から漏れなく引き継ぐことができるよう十分に協議し、円滑に移行するためには、県と協力して、必要な手続きや新たな窓口の案内など、市民及び関係機関に対して分かりやすく周知啓発する必要があります。

【図表 29】児童相談所を設置する市が処理する業務

**児童相談所を設置する市が処理する業務**

1. 里親に関する事務
2. 児童福祉審議会の設置に関する事務
3. 障害児入所給付費に関する事務
4. 指定障害児入所施設に関する事務
5. 障害児入所医療費に関する事務
6. 児童自立生活援助事業に関する事務
7. 小規模住居型児童養育事業に関する事務
8. 養子縁組に関する事務
9. 児童福祉施設に関する事務 ※助産施設、母子生活支援施設、保育所は除く。
10. 特別児童扶養手当・療育手帳の判定に係る事務
11. その他

## 参考資料 1.児童相談所設置等検討会議（有識者会議）

### (1) 有識者会議の概要

本市における児童相談所設置の検討にあたり、児童相談所設置の必要性、本市の児童相談所に必要な機能、関係機関との連携などについて、意見等を求めるために設置しました。

### (2) 有識者の名簿

有識者名	現職	経歴等
井上 香奈子	中部大学教授 (社会福祉学・児童心理学)	元愛知県豊田加茂児童・障害者相談センター長
大瀧 和男	かずおメンタルクリニック院長 (児童精神科医)	医療法人和音会 かずおメンタルクリニック(豊橋市)
河邊 伸泰	弁護士 (豊橋市行政不服審査会委員)	河邊・加藤法律事務所(豊橋市)
中村 聰	豊橋平安寮施設長 (児童養護施設)	社会福祉法人 豊橋平安寮
野儀 あけみ	奈良市子どもセンター長 (中核市児童相談所長)	奈良市職員
前田 清	愛知県中央児童・障害者相談センター長 (小児科医)	愛知県職員

### (3) 会議の開催状況（予定含む）

第1回	令和7年7月8日（火）	1. これまでの動き 2. 現状と課題 3. 児童相談所を設置する必要性 4. 児童相談所設置のコンセプト 5. 児童相談所・一時保護施設の概要
第2回	令和7年9月30日（火）	1. 組織体制 2. 人材確保・育成 3. 職員派遣 4. 複合・併設機能
第3回	令和8年2月～3月 開催予定	1. 今年度の総括 2. 今後の検討について

## (4) 有識者会議の主な意見

### <全般に関する意見>

1. 市町村、児童相談所それぞれに一定の役割がある。児童相談所設置のみならず、豊橋市における児童福祉のために、まだまだやることがあるという気もする。
2. 児童相談所が豊橋市で一体的に動いていくことで、こどもたちが住んでいる地域で成長していけるような形になっていくと思う。

### <機能・連携体制・人材に関する意見>

1. 市で児童相談所を持つメリットは、市でその家族をずっと見ていける、母子保健（乳幼児期）から学校との連携も含めて見ていける点があげられる。
2. 児童相談所を持つと法律的にいろいろな権限が付与される。逆に言えばいろいろな責任を負うことでもあり、それらをこなすための専門人材の確保は重要。こうしたことを前提として、児童相談所特有の権限が行使できる。
3. 一時保護を必要とする場合、市から県児童相談所に依頼をしても情報収集や子どもの確認に時間がかかる。中核市としての児童相談所であれば、要保護児童としての記録などもすぐに確認ができるため対応がスピーディーとなる。
4. 中核市だからできるのが、一時保護施設からの学校通学。面積が狭いから通学させられる。
5. 警察や検察との連携をどう考えていくのか。三者協同面接に対して、どう対応するのか、考えていかなくてはならない。
6. 弁護士や医師といった専門職はそれぞれ専門分野があるが、法的な対応や虐待に対する医学的な知見など、児童福祉分野に詳しい人材が必要となる。
7. 里親は、市だけでは数が足りないため、県と連携し事業を推進してもよいのではないか。

### <組織体制・職員配置に関する意見>

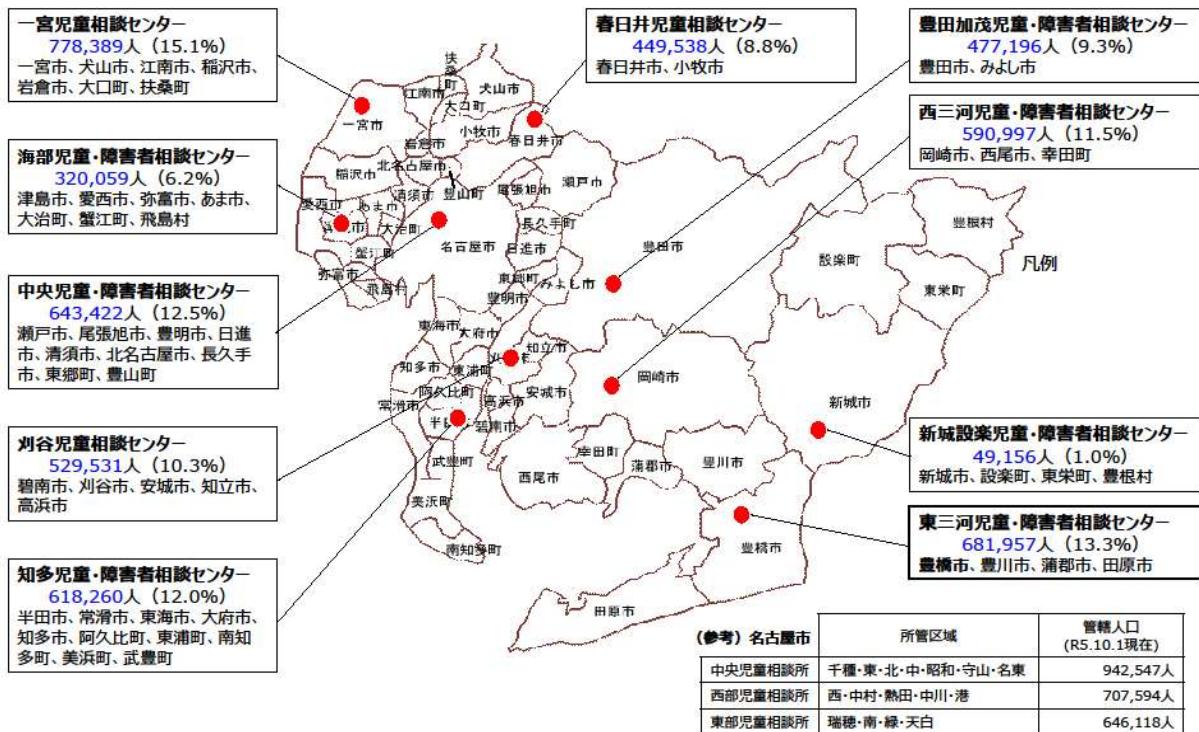
1. ココエールが児童相談所となつた場合においても、現在のココエールのような相談機能も必要。
2. 法改正でこども家庭センターを設置するとなつてきているが、児童相談所でしかできないこと、児童相談所以外でもできることは、わけをおかないといけない。児童相談所での困難事案を解決するためにはそのための余力も必要。
3. 児童相談所と今のココエールの体制がある程度一体化した形でいることによって、切れ目ない形でこどもを社会に送り出していくことができるのではないか。
4. 児童相談所の併設機能を考えたとき、こどもが地域で幸せに育っていくための視点を大切にして、連携を考えられるとよい。若者支援やこどもの預かり事業と密接な関係ができることもよいと思う。
5. 児童相談所に警察OBや一時保護のための運転職員がいてくれると心強い。
6. 一時保護施設の定員は、子どもの受け入れが溢れないよう検討してほしい。

## 参考資料2.愛知県の児童相談所

センター名  
管轄人口（割合）  
※R6.4.1現在  
管轄市町村名

### 愛知県の児童相談所

※名古屋市を除く



### 参考資料 3.児童相談所における専門職の任用要件及び配置基準

職種	任用要件	配置基準 (児童相談所運営指針)
児童福祉司	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者</li> <li>・社会学、心理学又は教育学を専修する学科等を修めて卒業し、新たに福祉に関する相談業務に従事した一定の実務経験（1年以上相談援助業務に従事）を有する者</li> <li>・医師</li> <li>・社会福祉士</li> <li>・精神保健福祉士</li> <li>・公認心理師</li> <li>・社会福祉主事として2年以上相談援助業に従事し、子ども家庭庁長官が定める講習会の過程を終了した者</li> <li>・保健師・助産師・教育職員免許法に規定する普通免許状（専修免許、1種免許）の資格を有し、1年以上相談援助業に従事し、子ども家庭庁長官が定める講習会の過程を終了した者</li> <li>・看護師・保育士・教育職員免許法に規定する普通免許状（2種免許）・児童指導員の資格を有し、2年以上相談援助業に従事し、子ども家庭庁長官が定める講習会の過程を終了した者</li> </ul>	<p>①各児童相談所の管轄区域の人口を3万で除して得た数</p> <p>②各児童相談所の管轄区域の人口1人当たりの児童虐待相談対応件数が標準的な自治体の人口1人当たりの件数の平均値0.001(都道府県別の人ロ1人当たりの虐待相談対応件数が最も少ない都道府県から順次その順位を付した場合における第二十二順位から第二十六順位までに該当する都道府県における当該件数の平均)より多い場合には、当該児童相談所における児童虐待相談対応件数から、当該児童相談所の管轄区域の人口に0.001を乗じて得た件数を控除し、その得た件数を40で除して得た数</p>
児童福祉司 S V	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉司として概ね5年以上勤務した者</li> <li>・子ども家庭庁長官が定める基準に適合する研修の過程を終了した者</li> </ul>	児童福祉司5人につき1人
里親養育支援児童福祉司	児童福祉司と同様	各児童相談所1名を配置することを標準とする。

児童心理司	・医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者・大学において心理学を専修する学科等の過程を修めた者	児童福祉司（里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く。） 2人につき1人以上配置することを標準とする。
児童心理司 S V	・心理判定及び心理療法並びにカウンセリングを少なくとも10年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有している者	—
医師	・医師の資格を有する者（精神科・小児科）	各児童相談所に1人以上配置すること。
保健師	・保健師の資格を有する者	各児童相談所に1人以上配置すること。
弁護士	・弁護士の資格を有する者	弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うこと。
児童指導員 及び保育士	・児童指導員の資格を有する者・保育士の資格を有する者 ・2年以上児童福祉事業又は社会福祉事業に従事した者	家庭から離れた子ども達の不安な心情や行動に対して柔軟に対応できる人員を配置すること。
看護師	・看護師の資格を有する者	—
心理療法担当職員	・心理学を専修する学科か過程を修めて卒業した者	—
栄養士及び 調理員	・栄養士の資格を有する者	—

## 参考資料4.一時保護施設における専門職員等の配置について

職種	任用要件等	配置基準 (一時保護施設の設備及び運営に関する基準より抜粋・「一時保護施設における専門職員の配置について(令和7年3月27日 ご支慮第94号)」より抜粋)
児童指導員	<p>一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>二 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>三 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>九 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適當と認めたもの</p> <p>十 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適當と認めたもの</p>	児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の児童おおむね三人につき一人以上とする。
保育士	—	—
嘱託医	—	—

看護師	—	最低 1 人以上の看護師を配置すること。
心理療法担当職員	学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	児童おむね 10 人につき 1 人以上の心理療法担当職員を配置すること。
個別対応職員	<p>一時保護施設の個別対応職員は、虐待を受けたこども等の援助に知識と経験を有する者とし、下記の要件に該当する者を充てることが望ましいこと。</p> <p>ア 一時保護施設設備運営基準第 18 条の規定に基づく児童指導員であって、実務経験が 5 年以上ある者</p> <p>イ 虐待を受けたこどもの援助に十分な知識と経験を有する者</p>	最低 1 人以上の個別対応職員を配置すること。ただし、児童 10 人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を配置しないことができる。
学習指導員	<p>(1) 学習指導員は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。</p> <p>(2) 小学生や中学生等を入所させる一時保護施設であつて、学習指導員を 2 人以上配置する場合には、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び教育職員免許法に規定する中学校的教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ 1 人以上配置するよう努めなければならない。</p>	<p>(1) 最低 1 人以上の学習指導員を配置すること。</p> <p>(2) 学習指導員の配置人数は、入所するこどもの人数や特性、習熟状況等に応じて、適切な人数を配置するよう努めること。</p> <p>(3) ただし、学習指導を外部の事業者に委託する一時保護施設にあっては、学習指導員を配置しないことができる。</p>
栄養士又は管理栄養士	—	最低 1 人以上の栄養士又は管理栄養士を配置すること。ただし、児童 40 人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を配置しないことができる。
調理員	—	調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

